

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT5222244

SUBMISSION TYPE:	RESUBMISSION
NATURE OF CONVEYANCE:	ASSIGNMENT
RESUBMIT DOCUMENT ID:	504925018
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
VIA MECHANICS, LTD.	01/19/2018
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	ADTEC ENGINEERING CO., LTD.
Street Address:	1-6-5, MARUNOUCHI, CHIYODA-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 8	
Property Type	Number
Application Number:	11370044
Application Number:	11492790
Application Number:	11839863
Application Number:	12033549
Application Number:	11755361
Application Number:	12191684
Application Number:	12191901
Application Number:	15231842
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(571)395-8753
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Email:	patentmail@whda.com
Correspondent Name:	WESTERMAN, HATTORI, DANIELS & ADRIAN, LLP
Address Line 1:	8500 LEESBURG PIKE
Address Line 2:	SUITE 7500
Address Line 4:	TYSONS, VIRGINIA 22182
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	G180009US00
NAME OF SUBMITTER:	TSUYOSHI NAKAMURA
SIGNATURE:	/Tsuyoshi NAKAMURA/

DATE SIGNED:

11/05/2018

Total Attachments: 58

[illegible]

source=Absorption-type split agreement with English#page47.tif
source=Absorption-type split agreement with English#page48.tif
source=Absorption-type split agreement with English#page49.tif
source=Absorption-type split agreement with English#page50.tif
source=Absorption-type split agreement with English#page51.tif
source=Confirmation with english#page1.tif
source=Confirmation with english#page2.tif
source=Confirmation with english#page3.tif
source=Confirmation with english#page4.tif
source=Confirmation with english#page5.tif
source=Confirmation with english#page6.tif
source=Confirmation with english#page7.tif

Absorption-Type Company Split Agreement

This Absorption-Type Company Split Agreement (this "Agreement") is made by and between Via Mechanics, Ltd. ("VIA MECHANICS") and ADTEC Engineering Co., Ltd. ("ADTEC") on January 19, 2018 (the "Execution Date") as follows, with respect to an absorption-type company split under which ADTEC is to assume the rights and obligations of VIA MECHANICS pertaining to the business set forth in Article 1:

Article 1. Absorption-Type Company Split

Pursuant to the provisions of this Agreement, VIA MECHANICS hereby causes ADTEC to assume, and ADTEC hereby assumes, the rights and obligations of VIA MECHANICS as set forth in Article 3.1, pertaining to all of VIA MECHANICS' exposure apparatus business and the part of VIA MECHANICS' service business related to such exposure apparatus business (hereinafter, collectively, the "Business"), by way of an absorption-type company split (the absorption-type company split under this Article shall hereinafter be referred to as the "Absorption-Type Company Split").

Article 2. Trade Names and Addresses of Parties to Absorption-Type Company Split

The trade names and addresses of VIA MECHANICS and ADTEC are as follows:

(1) Splitting Company in the Absorption-Type Company Split (VIA MECHANICS)

Trade name: Via Mechanics, Ltd.
Address: 2-3-1 Izumi, Ebina-shi, Kanagawa, Japan

(2) Assuming Company in the Absorption-Type Company Split (ADTEC)

Trade name: ADTEC Engineering Co., Ltd.
Address: 1-6-5, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Article 3. Rights and Obligations, etc. to be Assumed

1. The assets, liabilities, agreements, and other rights and obligation which ADTEC is to assume from VIA MECHANICS through the Absorption-Type Company Split (the "Assumed Rights and Obligations") shall be the rights and obligations of VIA MECHANICS as specified in Exhibit 3-1 "Specifications of Assumed Rights and Obligations," held as of the Effective Date (as defined in Article 6).
2. ADTEC shall assume VIA MECHANICS' obligations based on the Absorption-Type Company Split, by assuming such obligations in a manner whereby VIA MECHANICS is discharged of the same.

[Translation of Articles 4 and 5 is omitted]

Article 6. Effective Date

The effective date of the Absorption-Type Company Split (the "Effective Date") shall be April 1, 2018; provided, however, that, if it becomes necessary to change the Effective Date in line with circumstances such as the progress of the procedures for the Absorption-Type Company Split, VIA MECHANICS and ADTEC may change the Effective Date subject to mutual consultation and a separate written agreement.

[Translation of Articles 7 and 8 is omitted]

Article 9. Representations and Warranties

1. VIA MECHANICS represents and warrants to ADTEC that, as of the Execution Date and the day before the Effective Date (or as of any other time as may be specified), the respective matters specified in Exhibit 9-1 "Representations and Warranties of VIA MECHANICS" are true and correct in all material respects ("material respects" as used herein refers to circumstances which would cause damage of more than JPY 1,000,000 to ADTEC in the event of VIA MECHANICS' breach of a given representation or warranty).

[Translation of Articles 9.2 and 9.3 is omitted]

Article 10. Covenants Before Effective Date

1. During the period commencing on the Execution Date and ending on the day before the Effective Date, VIA MECHANICS shall have the following obligations:

[Translation of Article 10.1(1) is omitted]

-
- (2) VIA MECHANICS shall not commit any act in breach of any of its representations and warranties as set forth in Article 9.1. Furthermore, if VIA MECHANICS becomes aware of any fact which constitutes or may constitute a breach of any of its representations and warranties as set forth in Article 9.1 (including, without limitation, in the event of VIA MECHANICS newly receiving any advance payment after the execution of this Agreement, or the content specified in Exhibit 3-1-1 "Details Concerning Specifications of Assumed Rights and Obligations" being otherwise changed), VIA MECHANICS shall immediately notify ADTEC to this effect in writing. In addition, in the event of any change in the content specified in Exhibit 3-1-1 "Details Concerning Specifications of Assumed Rights and Obligations," VIA MECHANICS shall submit a modified version of such Exhibit to ADTEC. With regard to such changes, Exhibit 3-1-1 "Details Concerning Specifications of Assumed Rights and

Obligations" shall be modified (i) at the time ADTEC's approval of the relevant change is obtained, in the event of any change to the "Fixed Assets" (Section 2(1)), the "External Fixed (Loaned) Assets" (Section 2(2)), the "Non-Transferred Assets" (Section 3), the "Party Statutes under Agreements Pertaining to the Business and Rights and Obligations Arising From Such Agreements" (Section 4), the "Non-Transferred Agreements" (Section 5) or the "Intellectual Property Rights Belonging to the Business" (Section 8), or (ii) at the time the relevant change occurs, in the event of any change to other rights and obligations as specified in Exhibit 3-1-1 "Details Concerning Specifications of Assumed Rights and Obligations," respectively.

[Translation of Articles 10.1(3) to (9), 10.2, 11 to 19 is omitted]

IN WITNESS WHEREOF, this Agreement is prepared in duplicate, with VIA MECHANICS and ADTEC affixing their names and seals hereunto and retaining one (1) copy each.

January 19, 2018

VIA MECHANICS:

Via Mechanics, Ltd.
2-3-1 Izumi, Ebina-shi, Kanagawa, Japan

Hideaki Shimizu, Representative Director & Chief Executive Officer (Seal)

January 19, 2018

ADTEC:

ADTEC Engineering Co., Ltd.
1-6-5, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Osamu Mizuno, President (Seal)

Exhibit 3-1 "Specifications of Assumed Rights and Obligations"

Specifications of Assumed Rights and Obligations

[Translation of Articles 1 to 3 is omitted]

4. Intellectual Property Rights

Any intellectual property rights belonging to the Business (as set forth in Section 8 of **Exhibit 3-1-1 "Details Concerning Specifications of Assumed Rights and Obligations"**)

Exhibit 3-1-1 "Details Concerning Specifications of Assumed Rights and Obligations"

[Translation of Sections 1 to 7 is omitted]

8. The content of the "Intellectual Property Rights Belonging to the Business" is as follows:

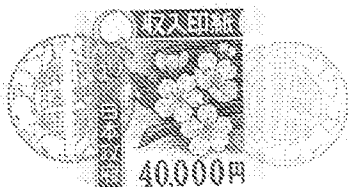
No.	Country	Registration Date (Publication Date)	Patent No.	PCT	Application No.	Duration (Expiry Date)	Title
1	Japan	2016/12/9	6055704		1209056	2033/3/22	Exposure Device
2	Japan	2013/10/25	5395551		808048	2029/7/22	Drawing Device
3	China (Utility Model)	2012/7/4	201120367817.4		1003014CN	2021/9/29	Maskless Exposure Method and Device
4	Japan	2013/1/25	5184419		809054	2029/3/31	Optical System Correction Method for Maskless Exposure Device
5	Japan	2011/12/16	4586719		709071	2028/3/14	Working Machine
6	Japan	2015/11/6	5831987		1109061	2032/3/21	Workpiece Suction Mechanism
7	Japan	2015/9/11	5604881		1103028	2031/9/30	Semiconductor Laser Module for Direct Drawing Exposure Device
8	Korea	2015/4/24	1516607		0609057KR	2028/8/12	Maskless Exposure Device
9	Japan	2014/5/30	5550053		1009042	2031/3/25	Inverting Device, Exposure Apparatus Using the Same, and Exposure Method
10	Taiwan	2014/7/1	1 443473		0609057TW	2028/7/30	Maskless Exposure Device
11	Japan	2013/11/8	5403933		709081	2028/3/31	Exposure Device
12	Japan	2013/7/26	5323442		0810083JP	2028/10/17	Pattern Formation Method
13	Taiwan	2013/10/1	1 410752		0601001TW	2026/2/7	Exposure Apparatus and Exposing Method and Method of Manufacturing a Printed Wiring Board
14	USA	2012/5/8	8175402		0607043US	2031/1/7	Drawing Apparatus
15	USA	2012/1/3	8089614		0603009US	2020/1/3	Device for Changing Pitch Between Light Beam Axes, and Substrate Exposure Apparatus
16	Japan	2012/9/7	5080009		0601001JP	2026/2/2	Exposing Method
17	Japan	2012/7/20	5043780		803009	2028/8/21	Pattern Drawing Method and Laser Direct Drawing Device
18	Japan	2012/5/18	4997073		603003	2027/11/19	Laser Direct Drawing Apparatus
19	China	2012/9/26	200810144948.9		0609057CN	2028/8/12	Maskless Exposure Device
20	China	2012/1/18	200810074114.5		0607043CN	2028/2/14	Drawing Apparatus
21	Korea	2012/12/21	1216753		0601001KR	2026/2/22	Exposure Apparatus and Exposure Method, and Method of Manufacturing Electrical Wiring Board
22	Japan	2011/11/4	4855867		ON012	2026/7/19	Exposure Apparatus

23	China	2011/4/20	200710136683.7		0509105CN	2027/7/17	Substrate Exposure Apparatus and Illumination Apparatus
24	USA	2010/11/23	7839484		0508069US	2018/11/23	Exposure Apparatus and Exposure Method, and Method of Manufacturing Electrical Wiring Board
25	USA	2010/7/20	7760328		0601001US	2027/11/2	Exposure Apparatus and Exposing Method and Method of Manufacturing a Printed Wiring Board
26	USA	2010/7/13	7755741		0509105US	2028/4/26	Substrate Exposure Apparatus and Illumination Apparatus
27	Japan	2010/10/29	4617210		507067	2025/7/13	Drawing Device and Exposure Apparatus Mounting Same
28	Japan	2010/7/9	4546019		0207058JP	2022/7/3	Exposure Device
29	Japan	2010/7/2	4543069		0609057JP	2027/9/26	Maskless Exposure Device
30	Japan	2010/5/14	4511502		0509105JP	2026/9/30	Substrate Exposure Apparatus
31	Japan	2010/3/12	4472560		503012	2025/3/9	Maskless Exposure Apparatus, Exposure Method Thereof, and Method for Manufacturing Wiring Board
32	Japan	2010/2/19	4459683		309103	2024/3/31	Maskless Exposure Device
33	Japan	2010/1/29	4448866		0607043JP	2027/3/30	Drawing Device
34	Japan	2009/11/20	4410134		0503010JP	2025/3/24	Pattern Exposure Method and Apparatus
35	Japan	2009/7/31	4351078		401002	2024/1/22	Method for Manufacturing Printed Wiring Board
36	Japan	2009/1/23	4250448		304056	2023/4/25	Double-Side Exposure Method
37	Japan	2008/10/10	4200087		209101	2023/12/12	Exposure Method and Device
38	China	2007/12/12	3805595.3	PCT	0207058CN	2023/7/2	Illuminating Method, Exposing Method, and Device for Therefor
39	Korea	2007/3/28	703110	PCT	0207058KR	2023/7/2	Illuminating Method, Exposing Method, and Device for Therefor
40	Taiwan	2006/1/21	1 247972		0207058TW	2023/6/23	Light Source System for Exposure Device

I, Hiroki Sato, hereby certify that, to the best of my knowledge, the above is an exact and accurate partial translation of the original Japanese language Absorption-Type Company Split Agreement.

Date: _____

(Signature of Translator)



吸収分割契約書

ピアメカニクス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社アドテックエンジニアリング（以下「乙」という。）は、甲の第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割につき、平成30年1月19日（以下「本契約締結日」という。）付けて、以下の通り、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、甲がその露光機事業の全部及びサービス事業のうち露光機事業に関連する部分（以下総称して「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙は、甲からこれを承継する（以下、本条に基づく吸収分割を「本吸収分割」という。）。

第2条 （分割当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に定める通りである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号： ピアメカニクス株式会社

住所： 神奈川県海老名市泉二丁目3番1号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号： 株式会社アドテックエンジニアリング

住所： 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

第3条 （承継する権利義務等）

1. 乙が、本吸収分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、本効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）において甲が有する別紙3-1「本承継対象権利義務明細表」記載の権利義務とする。
2. 本吸収分割に基づく甲から乙への債務の承継は、すべて免責的債務引受の方法によるものとする。

第4条 （本吸収分割の対価）

本吸収分割の対価（以下「本分割対価」という。）は、金1,000,000,000円（以下「調整前本分割対価」という。）を基準として次条に従った調整を行った金額とする。

第5条 （本分割対価の調整条項）

1. 甲は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って、本効力発生日の前日における本承継対象権利義務に係る貸借対照表（以下「クロージング貸借対照表」という。）及

- び別紙 3-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」のうち、1.「本事業に属する棚卸資産」の内容（疑義を避けるために付言するに、「本事業に属する棚卸資産」には XHD 試作機（平成 29 年 9 月末時点残高：228 百万円）は含まれない。）、2.(3)「レンタル光源」の内容、6.「本事業に関して負担する前受金」の内容及び 7.「本事業に関して負担する保証金」の内容（以下これらを併せて「本件調整対象財産」という。）の本効力発生日の前日における明細及び簿価を記載した一覧表（以下「本件調整対象財産一覧表」という。）を作成し、本効力発生日から 20 営業日以内に、乙に対して、クロージング貸借対照表及び本件調整対象財産一覧表（以下総称して「クロージング貸借対照表等」という。）を提出する。乙は、クロージング貸借対照表等の作成にあたり、合理的な範囲で甲に協力しなければならない。
2. 乙は、クロージング貸借対照表等の内容を精査し、異議がある場合は、これらを受領した日から 20 営業日以内に甲に通知するものとする。
 3. 前項に従い乙が通知を行わない場合には、甲が作成したクロージング貸借対照表等は確定するものとする。また、前項の規定に従い甲が乙の異議を受領した日から 30 営業日以内に甲乙間にて合意に至った場合には、当該合意の内容に従ってクロージング貸借対照表等は確定するものとする。
 4. 第 2 項の規定に従い甲が乙の異議を受領した日から 30 営業日以内に甲乙間にて合意に至らない場合には、甲及び乙は、協議の上、当該 30 営業日が経過した日の翌日から 10 営業日以内に、国際的に認知された中立の監査法人を合意により選定し、乙による異議の内容のうち合意に達していない事項に限り、当該監査法人をして検討させ、当該監査法人の選定の日から 30 営業日以内（但し、当該監査法人が期間の延長を要請した場合には、合理的な範囲で甲及び乙が合意した期間を延長するものとする。）に、当該監査法人をして、検討結果を甲及び乙に対して提出させるものとする。当該監査法人によるかかる検討結果は最終的、かつ、拘束力を有するものとし、当該検討結果に従ってクロージング貸借対照表等は確定するものとする。なお、当該監査法人の起用に伴い生じた費用は、甲及び乙が折半して負担するものとする。
 5. 前三項に基づいて確定されたクロージング貸借対照表等における本件調整対象財産の価額（棚卸資産の額にレンタル光源の額を加えた額から前受金（甲が未だ履行していない債務に対応する対価として受領している金員をいう。以下同じ。）の額及び保証金（甲が本事業に関連する製品を継続的に販売する取引先から受領している保証金及び当該保証金に対する利子を総称していう。以下同じ。）の額を控除した金額。以下同じ。）が、441,000,000 円（以下「想定調整対象財産額」という。）よりも下回る場合には、その差額を、調整前本分割対価から減じた金額を本分割対価とする。
 6. 第 3 項及び第 4 項に基づいて確定されたクロージング貸借対照表等における本件調整対象財産の価額が、想定調整対象財産額よりも上回る場合には、その差額を、調整前本分割対価に加えた金額を本分割対価とする。

第6条 （効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「**本効力発生日**」という。）は、平成 30 年 4 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手續進行等に応じて必要がある場合には、甲乙協議の上、別途書面で合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

第7条 （本吸収分割の実行）

1. 甲は、本効力発生日をもって、本承継対象権利義務を乙に承継する。
2. 乙は、本吸収分割の効力が発生したことを条件として、甲に対し、本効力発生日（本効力発生日が銀行休業日の場合には、本効力発生日の翌銀行営業日とする。以下「**クロージング日**」という。）に、調整前本分割対価を、甲が別途指定する口座に振込送金する方法により支払う。なお、乙は、本効力発生日の前銀行営業日に、甲が別途指定する口座に対して、調整前本分割対価の振込送金の指示を行い、当該送金指示がなされたことを証する書面を甲に交付（電磁的方法による場合を含む。）する。また、振込手数料は乙の負担とする。
3. 甲は、前項に定める支払いがなされたことを条件として、乙に対し、クロージング日に、別紙 3-1「本承継対象権利義務明細表」記載の資産及び以下の各号に規定する書類を引き渡すとともに、当該資産の承継に係る対抗要件を具備するために必要な一切の手續を行う。
 - (1) 本吸収分割の登記申請に必要な書類一式（甲に係るものに限る。）
 - (2) 本吸収分割に基づく特許権の承継に係る移転登録に必要となる乙による権利の承継を証明する書面並びに外国特許権及び外国実用新案権の承継（対抗要件の具備等を含む。）に必要な手續を行うために必要な書面
4. 第 5 条に従いクロージング貸借対照表等が確定し、同条第 5 項に該当した場合には、甲は、乙に対し、クロージング貸借対照表等の確定日から 10 営業日以内に、同項に定める差額を、乙が別途指定する口座に振込送金する方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。
5. 第 5 条に従いクロージング貸借対照表等が確定し、同条第 6 項に該当した場合には、乙は、甲に対し、クロージング貸借対照表等の確定日から 10 営業日以内に、同項に定める差額を、甲が別途指定する口座に振込送金する方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第8条 （前提条件）

1. 甲における前提条件

本吸収分割の効力発生は、本効力発生日の前日時点において以下の各条件のすべてが充足されていることを前提条件とする。但し、甲が乙に対して本効力発生日の前日ま

で本項に規定する条件の全部又は一部が充足されていない旨を通知しない場合には、当該条件は充足されたものとみなされる。

- (1) 第9条第2項に規定される乙の表明及び保証が、重要な点において（「重要な点において」とは、乙の表明及び保証違反又は義務違反により生じる甲の損害が1,000,000円を超えるものを指す。以下本項において同じ。）真実かつ正確であること。
- (2) 乙が本効力発生日の前日までに遵守又は履行すべき本契約上の義務を、重要な点において遵守又は履行していること。
- (3) 乙が甲に対し、本契約を承認する旨の乙の株主総会決議に関する株主総会議事録の原本証明付き写しを交付していること。

2. 乙における前提条件

本吸収分割の効力発生は、本効力発生日の前日時点において以下の各条件のすべてが充足されていることを前提条件とする。但し、乙が甲に対して本効力発生日の前日までに本項に規定する条件の全部又は一部が充足されていない旨を通知しない場合には、当該条件は充足されたものとみなされる。

- (1) 第9条第1項に規定される甲の表明及び保証が、重要な点において（「重要な点において」とは、甲の表明及び保証違反又は義務違反により生じる乙の損害が1,000,000円を超えるものを指す。以下本項において同じ。）真実かつ正確であること。
- (2) 甲が本効力発生日の前日までに遵守又は履行すべき本契約上の義務を、重要な点において遵守又は履行していること。
- (3) 甲が乙に対し、本契約を承認する旨の甲の取締役会決議に関する取締役会議事録の原本証明付き写しを交付していること。
- (4) 甲が、本効力発生日の20営業日前までに、本事業に主として従事する従業員のうち別紙 8-2(4)「転籍対象従業員」に記載された者（以下「転籍対象従業員」という。）全員から、甲から乙に乙所定の条件（甲において退職給付制度として採用されている退職一時金制度、確定拠出年金制度及び確定給付年金制度（以下「本退職給付制度」という。）からの脱退及び清算の実施を含むがこれらに限られない。）にて転籍（甲を本効力発生日の前日付けで退職し、乙に本効力発生日付けで入社することをいう。以下同じ。）することについて、書面による同意（甲から乙への転籍の同意を証する書面を以下「転籍同意書」という。）を取得していること。
- (5) 本事業に主として従事する従業員の全員から、甲に対して、その者が甲との間で締結している労働契約が乙に承継されないことについて会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第4条第1項に基づく異議の申出がないこと。
- (6) 別紙 8-2(6)「移行期間サービス契約の骨子」に従った内容の契約（以下「移行期間サービス契約」という。）が、本効力発生日の5営業日前までに甲乙間で締結さ

れていること。

(7) 甲が、本効力発生日の前日までに、以下の各書類を乙に提出していること。

- ① 第10条第1項第1号の手続を行ったことを証する取締役会議事録その他の資料の原本証明付き写し
- ② 本項第4号の転籍対象従業員全員の転籍同意書の写し
- ③ **別紙 8-2(7)③「対象外従業員」**に記載された者(以下「対象外従業員」という。)のうち、本条第3項に基づき転籍対象従業員に該当しない者の全員について、本項第5号に規定する異議の申出がない事実を合理的に確認できる書面の写し

3. 転籍対象従業員に関する特則

対象外従業員のうち、本効力発生日の20営業日前までに転籍を希望することを明らかにした者がいる場合には、甲は乙に直ちにその旨通知するものとし、甲及び乙は、当該従業員が本条第2項第4号の転籍対象従業員に該当することにあらかじめ同意するものとする。

第9条 (表明及び保証)

1. 甲は、乙に対し、本契約締結日及び本効力発生日の前日において(但し、別途時点が明示されている場合にはその時点において)、**別紙 9-1「甲の表明保証事項」**記載の各事項がその重要な点において(「重要な点において」とは、甲の表明及び保証違反により生じる乙の損害が1,000,000円を超えるものを指す。)真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。
2. 乙は、甲に対し、本契約締結日及び本効力発生日の前日において(但し、別途時点が明示されている場合にはその時点において)、**別紙 9-2「乙の表明保証事項」**記載の各事項がその重要な点において(「重要な点において」とは、乙の表明及び保証違反により生じる甲の損害が1,000,000円を超えるものを指す。)真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。
3. 第1項の規定にかかわらず、(i)本件デュー・ディリジェンス(乙が本吸収分割に関し法務、会計、税務、ビジネスその他の観点から本事業に対して行った一切の調査をいう。以下同じ。)において開設されたヴァーチャル・データ・ルームにおいて平成29年10月2日から同年12月26日までの間に開示された事項、(ii)甲から乙に対して交付された「**【Leopard】QAシート_7199**」と題するエクセルシートに記載された事項に含まれる情報、及び(iii)甲から乙に対して交付された「**【Project Leopard】QAシート(二次入札)_Unicorn Apricot**」と題するエクセルシートに記載された事項に含まれる情報によって、第1項に定める甲の表明及び保証に違反する事実が明らかとなっているもの及び乙において第1項に定める甲の表明及び保証に違反することが容易に認識し得たものについては、第1項に定める甲の表明及び保証の違反を構成しないものと

する。

第10条 (本効力発生日前の誓約事項)

1. 甲は、本契約締結日以後本効力発生日の前日までの間、以下の各号に定める義務を負う。
 - (1) 取締役会における本契約の承認決議その他本吸収分割の実行のために法令等（別紙 9-1「甲の表明保証事項」第 2 項に定義する。以下同じ。）及び定款その他の社内規則上必要とされる手続をすべて完了させる。
 - (2) 第 9 条第 1 項に定める甲の表明及び保証に違反することになる行為を行わず、また表明及び保証に違反し、又はその可能性のある事実（前受金を本契約締結後新たに受領した場合その他別紙 3-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」記載の内容の変更を含むがこれに限られない。）を甲が認識したときは、直ちにその旨を書面により乙に通知する。また、別紙 3-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」記載の内容に変更が生じた場合には、変更後の別紙 3-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」を乙に提出するものとし、そのうち 2.(1)「固定資産」、2.(2)「社外固定（貸与）資産」、3.「移転対象外資産」、4.「本事業に係る契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務」、5.「移転対象外契約」及び 8.「本事業に属する知的財産権」については、乙の書面による承諾を得た時点で、これら以外の権利義務については、別紙 3-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」記載の内容に変更が生じた時点で、それぞれ、別紙 3-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」は変更されるものとする。
 - (3) 甲が締結している法的拘束力を有する書面又は口頭による合意（以下「契約等」という。）のうち、本吸収分割に基づき乙に承継されるもので、かつ、当該契約等の条項において、本吸収分割に際して他の契約当事者の承諾が必要である旨の定めがあるもの（以下「要承諾取得契約等」という。別紙 10-1(3)「要承諾取得契約等」記載の契約を含むがこれらに限られない。）につき、当該要承諾取得契約等の他の契約当事者から、従前と実質的に同等の契約内容及びこれに基づく取引条件で当該各契約等を乙が承継することについて、各契約等に従い承諾を取得するよう最大限努力する。
 - (4) 乙の求めに従い、乙が別紙 3-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」第 5 項に記載された各契約書の相手方との間で本事業のみに係る取引基本契約を締結できるように、合理的な範囲で協力する。
 - (5) 本事業の運営を善良な管理者の注意をもって通常の業務の範囲内でのみ行う。また、別紙 10-1(5)「要承諾事項」の行為をする場合には、事前に乙の書面による承諾を得るものとする。
 - (6) 本効力発生日の 20 営業日前までに、転籍対象従業員全員から、転籍同意書を取得

するよう最大限努力する。

- (7) 転籍対象従業員が甲から乙に転籍するにあたって、甲が転籍対象従業員に対して支払うことが必要な退職金（本退職給付制度の清算に係る金員を含むがこれに限られない。）その他の賃金（以下「**退職金等**」という。）の金額及び明細を、乙に対して通知する。
 - (8) 乙が、本事業に関する追加調査を行う目的、移行期間サービス契約として必要な内容を確認する目的、転籍対象従業員に乙における労働条件等を説明する目的等のために、甲の通常の業務に支障を生じない範囲において、甲を通じて転籍対象従業員にアクセスすることを認め、乙がこれらの目的を達するために必要な協力を行う。
 - (9) 乙による本事業の円滑な承継のために合理的に必要な協議を乙との間で定期的に行い、かつ、乙が本効力発生日から本事業を円滑に運営開始するために必要な準備を行うにあたり合理的に必要な協力（別紙 10-1(9)「事前協力事項」に記載するものを含むがこれに限られない。）を合理的な範囲において行う。
2. 乙は、本契約締結日以後本効力発生日の前日までの間、以下の各号に定める義務を負う。
- (1) 株主総会における本契約の承認決議その他本吸収分割の実行のために法令及び定款その他の社内規則上必要とされる手続をすべて完了させる。
 - (2) 第 9 条第 2 項に定める乙の表明及び保証に違反することになる行為を行わず、表明及び保証に違反し、又はその可能性のある事実を乙が認識したときは、直ちにその旨を書面により甲に通知する。
 - (3) 横浜駅又は横浜駅近くの駅の近辺に、別紙 8-2(4)「転籍対象従業員」に記載された者のうち、勤務予定地が横浜とされている者が勤務するに足りる規模の新規の事業所を設ける。
 - (4) 甲が転籍対象従業員から転籍同意書を取得し、又は本条第 1 項第 3 号に規定する承諾を取得するために乙に対して協力を要請した場合には、最大限協力する。

第11条 （本効力発生日以後の誓約事項）

1. 甲は、本効力発生日以後 5 年間、本事業と同一又は類似の事業を行ってはならない。
2. 甲は、本効力発生日以後、Via Mechanics Asia Pte. Ltd.、Via Mechanics (Thailand) Co., Ltd.、Via Mechanics (Vietnam) CO, Ltd、Via Mechanics (Shanghai), Ltd、Taiwan Via Mechanics, Ltd.、Via Mechanics (USA), Inc.及び Via Servicing Europe（総称して以下「**本件甲関係会社**」という。）をして、乙が定める期間（但し、本効力発生日以後 1 年間（以下「**移行期間**」という。）を下回る期間とする。）、①乙及び本件甲関係会社間の取引を合理的な理由なく拒否させず、②乙との間で、本効力発生日の前日における甲及び本件甲関係会社間の取引条件又はこれと実質的に同等の取引条件から合理的な理由なく変更させ

- ず、また③本件甲関係会社をして、本件甲関係会社及びその取引先（最終顧客である
か否かを問わない。）間の取引関係を合理的な理由なく解消させないものとする。
3. 甲は、本件甲関係会社をして、本件甲関係会社が、本事業に関して顧客又は販売会社
との間で締結している保守契約を、移行期間中に、乙が指定する者に対して承継させ
るよう最大限努力する。
 4. 乙は、甲から乙に転籍することに同意した転籍対象従業員（以下「**転籍従業員**」とい
う。）につき、少なくとも本効力発生日から３年間、本効力発生日現在の水準と実質的
に同等の報酬額（月例給及び年収水準を指す。）においてその雇用を維持するものとす
る。但し、転籍従業員が雇用の継続又は雇用条件の維持を希望しなかった場合その他
懲戒等の法令により許容されるところに従って解雇又は雇用条件の変更等が行われる
場合は、この限りでない。
 5. 乙は、クロージング日以降速やかに、本吸収分割に関して必要な手続（関係各国の特
許庁に対する本知的財産権（本吸収分割により乙が甲より承継する知的財産権をいう。
以下本項において同じ。）の承継に係る移転登録手続並びに本知的財産権の権利化及び
維持に必要な手続を含む。）を行う。甲は、当該手続に必要な協力（甲が関係各国の特
許庁に登録している住所の変更手続が効力発生日までに完了していない場合にかかる
住所の変更手続を完了させることを含むがこれに限られない。）を行う。
 6. 甲は、乙に対し、移行期間中、乙による本事業の円滑な承継及び運営のために、**別紙
11-6「事後協力事項」**に記載する事項に関する協力を、甲の通常の業務に支障が生じな
い、かつ、合理的な範囲内において行う。なお、疑義を避けるために付言すると、甲
が第三者に委託することを要する事項については、本項に基づく甲の乙に対する義務
に含まれないものとする。
 7. 甲は、クロージング日以降、第 10 条第 1 項第 7 号の規定に基づき乙に通知した内容に
従い、転籍対象従業員に対して退職金等を支払うものとする。

第12条 （補償及び損害賠償）

1. 甲による補償及び損害賠償
 - (1) 第 9 条第 1 項に定める甲の表明保証の違反又は甲による本契約上の義務違反によ
り乙に損害が生じた場合、乙が負担した相当因果関係ある損害について、甲はこ
れを補償又は賠償する。
 - (2) 第 9 条第 1 項に定める甲の表明保証の違反又は甲による本契約上の義務違反に基
づき甲が乙に対して負担する補償債務及び賠償債務の総額は、本分割対価の 15%
に相当する額を限度とする。
 - (3) 第 9 条第 1 項に定める甲の表明保証の違反又は甲による本契約上の義務違反に基
づく補償及び賠償の責任は、その合計額が 500 万円を超過した場合にのみ、500
万円を含む損害額全体について発生するものとする。

- (4) 第 9 条第 1 項に定める甲の表明保証の違反又は甲による本契約上の義務違反に基づく補償及び賠償の責任は、乙が甲に対して本効力発生日後 12 か月以内（但し、本効力発生日後における本契約上の義務違反の場合には当該義務違反の時点から 12 か月以内）に書面により請求した場合に限り生じるものとする。
2. 乙による補償及び損害賠償
- (1) 第 9 条第 2 項に定める乙の表明保証の違反又は乙による本契約上の義務違反により甲に損害が生じた場合、甲が負担した相当因果関係ある損害について、乙はこれを補償又は賠償する。
- (2) 第 9 条第 2 項に定める乙の表明保証の違反又は乙による本契約上の義務違反に基づき乙が甲に対して負担する補償債務及び賠償債務の総額は、本分割対価の 15% に相当する額を限度とする。
- (3) 第 9 条第 2 項に定める乙の表明保証の違反又は乙による本契約上の義務違反に基づく補償及び賠償の責任は、その合計額が 500 万円を超過した場合にのみ、500 万円を含む損害額全体について発生するものとする。
- (4) 第 9 条第 2 項に定める乙の表明保証の違反又は乙による本契約上の義務違反に基づく補償及び賠償の責任は、甲が乙に対して本効力発生日後 12 か月以内（但し、本効力発生日後における本契約上の義務違反の場合には当該義務違反の時点から 12 か月以内）に書面により請求した場合に限り生じるものとする。

第13条 （解除）

1. 甲及び乙は、以下に規定する場合には、本効力発生日の前日までの期間に限り、本契約を解除することができる。
- (1) 相手方の本契約に定める表明保証又は義務履行について、本吸収分割の目的を達成できないような重大な違反、又は本吸収分割を実行することが不可能若しくは著しく困難となるような重大な違反があった場合で、本効力発生日の前日までに当該違反が是正されないとき、又は相当期間を定めて催告したにもかかわらず、相手方が当該期間内にこれを是正しないとき
- (2) 相手方において破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始その他類似の倒産手続開始の申立てが行われ、又は、債権者によってかかる手続の申立てが行われたとき
- (3) 相手方が解散の決議をしたとき
2. 本条に基づく解除は、甲又は乙の第 12 条に基づく補償責任及び損害賠償責任に何ら影響を及ぼさない。
3. 本契約が終了した場合であっても、第 12 条、本項、第 14 条乃至第 19 条の規定は引き続き効力を有するものとする。

第14条 （秘密保持）

1. 本契約の当事者は、本契約締結の前後を問わず、本契約の内容及び存在、本契約に関する交渉の経緯その他本契約の締結に際して取得した他の当事者の有する情報（以下「**秘密情報**」という。）に関して、本効力発生日から2年を経過するまでの間、秘密を厳守し、第三者に開示してはならず、また、かかる情報を本契約の目的以外に使用してはならない。但し、次の各号に掲げる場合についてはこの限りでない。
 - (1) 本条と同等以上の守秘義務を負う自らの役職員、弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャルアドバイザー等の専門家に対して開示する場合
 - (2) 甲が、株式会社ロングリーチグループ、The Longreach Group Limited 及びそれらの株主、関連会社等に対して開示する場合
 - (3) 乙が、ウシオ電機株式会社及びその関連会社等に対して開示する場合
 - (4) 法令等若しくは金融商品取引所の規則に基づき開示が義務づけられる場合については、この限りではない。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号に定める情報については秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 相手方から開示を受け又は知得した時点において受領当事者が既に保有していたか又は公知であった情報
 - (2) 相手方から開示を受け又は知得した後に受領当事者の故意又は過失によらず公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する者から、秘密保持義務を負わずに別途正当に受領した情報
 - (4) 相手方から開示を受けた秘密情報によらずして、独自に開発した情報
3. 前二項の規定にかかわらず、乙は、本効力発生日以後、本事業に関する情報の一切について第1項に定める義務を負わないものとする。
4. 第2項の規定にかかわらず、甲は、本効力発生日以後5年間は、本事業に関する情報について、本契約の履行以外の目的に使用せず、かつ、これを第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。

第15条 （公表）

前条の規定にかかわらず、甲及び乙は、自ら又はその親会社が本吸収分割に関して対外的な公表を行う場合には、公表内容・公表時期及び公表の方法について、相手方と協議し合意した上で、当該合意に従ってこれを行う。

第16条 （費用負担）

1. 本吸収分割が実行されるか否かにかかわらず、甲及び乙は、本吸収分割に関する交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生したすべての費用（印紙税その他の租税及び弁護士、会計士、その他の代理人又はアドバイザーの費用を含むが、これに限られ

- ない。)を、それぞれ負担するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、別紙 3-1「本承継対象権利義務明細表」記載の各権利義務の移転に要する費用は、乙が負担するものとする。

第17条 （準拠法）

本契約は、日本法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

第18条 （管轄）

本契約及び本契約に基づき、又はこれに関連して生じる本契約の当事者の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条 （本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

<以下余白>

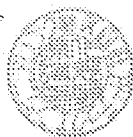
本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 30 年 1 月 19 日

甲 : 神奈川県海老名市泉二丁目 3 番 1 号
ピアメカニクス株式会社
代表取締役 清水 秀晃

平成 30 年 1 月 19 日

乙 : 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号
株式会社アドテックエンジニアリング
代表取締役 水野 修



別紙 3-1「本承継対象権利義務明細表」

本承継対象権利義務明細表

1. 資産

本事業に関する一切の資産（次に掲げるものを含むが、これらに限られない。）

- (1) 本事業に属する棚卸資産（別紙 3-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」第 1 項の通り）
- (2) 本事業に属する固定資産（別紙 3-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」第 2 項の通り）
- (3) 本事業に関する図面及び手順書並びに技術情報、営業情報及びクレーム情報が記載又は記録された文書その他の記録媒体

但し、上記にかかわらず、別紙 3-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」第 3 項記載の固定資産（以下「移転対象外資産」という。）のほか、甲の営む事業のうち本事業以外の事業にも属する資産（別紙 3-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」第 1 項及び第 2 項記載の資産を除く。）（以下移転対象外資産と併せて「移転対象外資産等」という。）は承継しないものとする。

2. 契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

本事業に属する売買契約、業務委託契約、リース契約、ライセンス契約その他本事業に係る契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務（別紙 3-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」第 4 項に掲げるものに限る。）。

疑義を避けるために付言すると、別紙 3-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」第 5 項記載の契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務（以下「移転対象外契約」という。）のほか、甲の営む事業のうち、本事業以外の事業にも属する契約（別紙 3-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」第 4 項に掲げるものを除く。）に係る契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務（以下、移転対象外契約と併せて「移転対象外契約等」という。）は承継しないものとする。

3. 負債

- (1) 本効力発生日の前日において本事業に関して負担する前受金（別紙 3-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」第 6 項の通り）
- (2) 本効力発生日の前日において本事業に関して負担する保証金（別紙 3-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」第 7 項の通り）

(3) 乙は、2.にかかわらず、前二号に定める前受金及び保証金を除き、債務及び負債を一切承継しないものとする。

4. 知的財産権

本事業に属する知的財産権（別紙 3-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」第 8 項の通り）

別紙 3-1-1「承継対象権利義務明細表の細目」

承継対象権利義務明細表の細目

承継対象権利義務明細表に記載の以下の 1 乃至 8 の事項は、それぞれ次に掲げる内容とする。ただし、平成 29 年 3 月末時点から本効力発生日までに行われた本事業の通常の事業活動によって以下の 1 乃至 8 の内容に増減が生じた場合には、第 10 条第 1 項第 2 号の規定に従って変更されるものとする。

1. 「本事業に属する棚卸資産」の内容

以下の通りとする。

2017年3期末 露光関係 棚卸資産残高

(単位: 100万円)

	本体	サービス	本体・ サービス共通	本体・ サービス合計
製品	59	0	0	59
仕掛品	34	17	0	51
半製品	15	16	48	79
材料	65	23	53	141
合計	173	56	101	330

2. 「本事業に属する固定資産」の内容

以下の通りとする。

(1) 固定資産

資産番号	資産名称	取得価額 (単位: 円)	2017 年 3 月末 時点価額 (単位: 円)
49000884/0	簡易レポース	1,732,500	458,212
72001618/0	光学顕微鏡	5,678,400	3,194,100
72001704/0	ガラスマスタ(68B2026510) 001	294,000	132,300
72001705/0	ガラスマスタ(68B2026510) 002	294,000	132,300
72001706/0	ガラスマスタ(68B2026510) 003	294,000	132,300
73000329/0	スピコーター	2,520,000	2,029,020
73000337/0	DE-XH-D・UH 両対応 MLA+AP 貼り合わせ治具	1,517,736	1,492,441
93000175/0	SEM 用計測アプリケーションソフト	850,000	538,334
22000089/0	パネル式サーマルクリーンチャンバー	8,850,000	0

資産番号	資産名称	取得価額 (単位：円)	2017年3月末 時価簿価 (単位：円)
49000567/0	DE エンジンツウコウヒヨウカソウチ	8,989,396	1
49000706/0	ゲンゾウウソウチ	19,262,500	1
49000714/0	ドライフィルムミネター	9,950,000	1
49000735/0	EV-2400 ヒヨウカケンシヨウキ	3,546,589	1
72000294/0	シントウソウクテイキ	325,000	1
71000063/0	スコヤマスター	339,000	1
72000372/0	キシムンチヨウジヨウキ I ガタ	700,000	1
72000383/0	ヒムアソフアイラ	2,380,000	1
72000097/0	4CH オシロスコープ	2,888,810	1
72000098/0	2CH オシロスコープ	508,380	1
72000379/0	136CH アナライザ	2,542,810	1
72000394/0	シカ イセンシヨウトケイ	235,000	1
72000399/0	レザソウチヨウキ	2,790,000	1
72000400/0	デシメタマイクロスコープ	4,900,000	1
72000435/0	レザソウチヨウキ	3,009,279	1
72000436/0	レザソウチヨウキ	3,009,279	1
71000067/0	4 チヨウカタマスター	920,000	1
72000453/0	ハリアリセカニシタ	867,042	1
72000454/0	コウリツブソフステシ	482,800	1
72000452/0	コカダブソコウキ	324,400	1
72000464/0	シカ イセンシヨウトケイ	234,000	1
72000465/0	シカ イセンシヨウトケイ	234,000	1
72000466/0	オートコリメタ	4,378,000	1
72000457/0	DE プレデタシヨウシステム	3,071,692	1
72000467/0	デシメタマイコロメタ	630,000	1
72000468/0	I ガタ ストレートエツシ	700,000	1
72000469/0	I ガタ ストレートエツシ	700,000	1
75000140/0	K9 ヨウ シヨウメイケイシタ	651,340	1
72000298/0	キシムンチヨウジヨウキ	2,350,000	1
72000300/0	ガタスマスター	1,450,000	1
72000487/0	オートコリメタ	4,378,000	1
72000301/0	キシムンチヨウジヨウキ	1,030,000	1

資産番号	資産名称	取得価額 (単位：円)	2017年3月末 時価簿価 (単位：円)
72000115/0	FK ファインスコ-7	410,000	1
72000241/0	リアルタイムセンサユニット	9,380,000	1
72001177/0	治具加工機用オシロスコープ	297,350	1
72000126/0	4チャンネルFFTアナライザ	1,740,000	1
72000128/0	UV ショウヤソウチ	298,000	1
72000243/0	レーザソクチョウキ	3,585,000	1
72000568/0	オートコリメタ	5,580,000	1
71000046/0	チヨウカスコヤ	1,550,000	1
72000596/0	DE-X ヨウ マイクロレンズシタ	6,696,290	1
72000594/0	DE-X ヨウ ヒヨウカチヨウセイシタ	7,760,665	1
72000595/0	ハモンシヨウソクタイキ	7,200,000	1
72000615/0	チヨウセイミツ テンシスイシヨウキ	2,930,000	1
72000172/0	ケンビキヨウ	3,700,000	1
72000631/0	ケンゾウエキ ノウトカンリソウチ	2,050,000	1
72000901/0	レイゾウコ	330,000	1
72000636/0	DE-X ショウテンタンサクヨウカメラ	559,737	1
72000637/0	DE-X ショウテンタンサクヨウカメラ	559,737	1
72000638/0	DE-X ショウテンタンサクヨウカメラ	559,737	1
72000661/0	エア-トライヤ-C8-19	219,994	1
72000662/0	エア-トライヤ-C8-20	219,994	1
72000663/0	エア-トライヤ-C8-21	219,994	1
72000664/0	エア-トライヤ-C8-22	219,994	1
72000665/0	エア-トライヤ-C8-23	219,994	1
72000251/0	レーザソクチョウキ	4,276,000	1
72000678/0	オートコリメタ	5,380,000	1
72000679/0	ショウトケイ	251,000	1
71000051/0	4 チヨウカマスク	1,357,160	1
72000312/0	セラミックスソウチ	985,900	1
72000313/0	DE-X ショウテンタンサクヨウカメラ	594,602	1
72000698/0	サモクタフイ	3,960,000	1
72000699/0	パ-リメタ	396,000	1
72000700/0	パ-リメタ	350,000	1

資産番号	資産名称	取得価額 (単位：円)	2017年3月末 時価簿価 (単位：円)
72000701/0	レザビュムプロアイ	1,800,000	1
72000319/0	セイトカクコンカラスマタ	2,200,000	1
72000738/0	チヨクセイヨウキン エンレサゲン	390,000	1
72001316/0	無限遠直角鏡筒	1,367,500	1
72001321/0	デシケータ	369,000	1
72001409/0	波面収差測定器	4,200,000	1
72001758/0	エドナイ IDF11E-20-X158	1	1
93000024/0	AUTOCAM	4,000,000	0
93000026/0	LD 高出力化 解析ソフト	1,033,320	0
93000133/0	Prestage-H ソフトウェア	450,000	0
49000663	クリーンブース	2,725,000	1
49000664	クリーンブース	2,725,000	1
72000889	マックドライ	530,000	1
72000890	マックドライ	530,000	1
72000891	マックドライ	530,000	1
75000029	ED-500 プヒンカ	365,000	1
49000954	DE-7ES(サービス練習機)		1
—	XHD 試作機一式		210,537,598

(2) 社外固定（貸与）資産

取引先 コード	管理番号(図番)	編入年月	資産略称
2006	68B1018083	2013.3	Zテブールギタ
2006	68B2013399	2012.9	カイトベスギタ
2006	68V0009180-B	2008.12	XYサドルギタ
2006	68V1010602-C	2005.12	Yテブールギタ
2006	68V1017029	2010.3	トツビールギタ
2006	68V1017038-A	2010.6	コラギタ
2006	68V2027584-A	2011.12	Zテブールギタ
2006	68V2027584-B	2015.09	Zテブールギタ
2013	68V0009181-B	2005.12	ベットギタ
2014	68B0018611	2013.9	X-Yサドル

取引先 コード	管理番号(内部)	輸入年月	品 名 類 別
4120	68V4109586	2011.12	ヒトシツカナカ
4120	68V4109586	2011.12	ヒトシツジ
6058	68V4090461	2008.3	ヒキウメンズ カナカ
6060	68V4082250~4 他	2006.5	リウサンジ (キウセアブ クチ)
6060	68V4090492-A	2008.2	キウメンズ カナカ
6966	68V3083342-A	2013.3	アバチキジ
6966	68V3083343-A	2012.3	マイクロレンズジ
9195	68B2003653	2013.4	エンジンベスジイキ
9195	68B2017707	2013.4	ショウメイリツケベス
9195	68B2018355	2013.4	ミラーベス
9195	68B4013389	2012.8	チヨウセイベス1キタヒ
9195	68V1017025-A	2010.3	エンジンベスキタヒ
9195	68V2024760	2008.5	ブラケット
9195	68V2026081	2008.6	ミラーベスガイジ
9195	68V2027577	2010.3	ショウメイベス
9195	68V2027578	2010.2	ブラケットキタヒ
9195	68V2027580-A	2010.2	LX ブラケット(F)キタ
9195	68V2027581-A	2010.2	LX ブラケット(B)キタ
9195	68V3072689	2010.2	LU ベス
9195	68V3072690	2010.2	ガラスベス
9195	68V4102382	2010.2	ベスブラケットキタヒ
9195	68V4102455-#1	2010.2	ヘッドサボトXキタヒ
9195	68V4102455-#2	2010.2	ヘッドサボトYキタヒ
9195	68V4102604-A	2012.2	カメラベス
9195	68V4106751-A 3ウ	2011.12	スベスキタヒ
9195	68V4106752-A 3ウ	2011.12	レールキタヒ
9541		2005.12	コニカミノルタ ヒヨウジ
9541		2005.12	LX レンズ ジコウ

(3) レンタル光源

資産番号	貸出先	取得価額 (単位: 円)	2017 年 3 月末 時点簿価 (単位: 円)
79000008	CMK CORPORATION (THAILAND) CO., LTD.	20,297,464	1
79000009	K 社 SLC	17,300,600	1
79000010	K 社 SLC	17,300,600	1
79000011	イビデン株式会社、IBIDEN ELECTRONICS MALAYSIA SDN. BHD,	26,508,622	4,418,105
79000012	イビデン株式会社、IBIDEN ELECTRONICS MALAYSIA SDN. BHD,	26,575,822	1
79000013	K 社 SLC	15,653,490	1
79000014	イビデン株式会社、IBIDEN ELECTRONICS MALAYSIA SDN. BHD,	23,562,532	4,581,605
79000015	イビデン株式会社、IBIDEN ELECTRONICS MALAYSIA SDN. BHD,	21,995,890	3,665,983
79000016	イビデン株式会社、IBIDEN ELECTRONICS MALAYSIA SDN. BHD,	21,995,890	1
79000017	イビデン株式会社、IBIDEN ELECTRONICS MALAYSIA SDN. BHD,	21,403,956	5,350,989
79000018	イビデン株式会社、IBIDEN ELECTRONICS MALAYSIA SDN. BHD,	21,403,956	4,161,881
79000020	東京マシン・アンド・ツール株式会社、CMK CORPORATION (THAILAND) CO., LTD.	32,884,754	21,923,170
79000021	京セラ株式会社京都綾部工場	17,203,038	13,619,072

3. 「移転対象外資産」の内容

以下の通りとする。

資産番号	資産名称	取得価額 (単位: 円)	2017 年 3 月末 時点簿価 (単位: 円)
49000376/0	クレーン	53,285	1
49000379/0	クレーン	46,356	1
49000378/0	クレーン カイツ [®] ウ	745,000	1
49000377/0	クレーンカイツ [®] ウ	740,000	1

資産番号	資産名称	取得価額 (単位：円)	2017年3月末 時点評価 (単位：円)
49000375/0	クレンタリ	980,000	1

4. 「本事業に係る契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務」の内容

- (1) 以下の各契約（書類が契約書ではない場合は当該書類に係る契約）上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務（継続的ではない取引でかつ本効力発生日の前日時点で甲において売上計上済みのものを除く。）

No.	締結日	書類名	企業名(A)	企業名(B)	
1	2003/8/20	秘密保持に関する覚書	新光電気工業株式会社		
2	2005/6/4	契約延長に関する覚書	新光電気工業株式会社		
3	2005/12/3	Agreement	Ball Semiconductor Incorporated		
4	2005/12/15	ASSIGNMENT OF CONTRACT	Ball Semiconductor Incorporated	DISCO CORPORATION	
5	2006/5/23	契約延長に関する覚書	新光電気工業株式会社		
6	2006/9/21	基本契約書	日立プロキュアメントサー ビス株式会社		
7	2007/5/7	基本契約書	夏目光学株式会社		
8	2007/7/6	契約延長に関する覚書	新光電気工業株式会社		
9	2008/1/1	基本契約書	コニカミノルタオプト株式 会社		
10	2008/1/1	基本契約書修正覚書	コニカミノルタオプト株式 会社		
11	2008/3/14	基本契約書	丸文株式会社		
12	2008/7/8	契約延長に関する覚書	新光電気工業株式会社		
13	2009/2/27	継続的部品販売契約	関西電資株式会社		
14	2009/4/30	契約更改および延長に関する覚書	新光電気工業株式会社		
15	2010/4/6	契約延長に関する覚書	新光電気工業株式会社		
16	2011/4/4	契約延長に関する覚書	新光電気工業株式会社		
17	2012/3/26	契約延長に関する覚書	新光電気工業株式会社		
18	2013/4/5	契約延長に関する覚書	新光電気工業株式会社		
19	2014/2/20	秘密保持契約書	三菱マテリアル株式会社		
20	2014/3/1	基本契約書	三和電工株式会社		

No	締結日	書類名	企業名(A)	企業名(B)	
21	2014/4/1	基本契約書	リコー光学株式会社		
22		基本契約書	株式会社トーカイ		
23		基本契約書	カドミ光学工業株式会社		
24	2014/4/16	契約延長に関する覚書	新光電気工業株式会社		
25	2014/6/7	Mutual Non-Disclosure Agreement	Micronic Mydata AB(publ)		
26	2014/10/21	基本契約書	株式会社ヴェンテック		
27	2015/3/25	契約延長に関する覚書	新光電気工業株式会社		
28	2015/3/27	動産賃貸借・転貸借契約書 (本体機の製造番号: H3L1330009 及び H3L1330010)	イビデン株式会社	IBIDEN ELECTRONICS MALAYSIA SDN.BHD	
29	2015/6/1	合約	南亜電路板昆山株式会社	達航電子(深圳)有限公司	
30		委託書	達航電子(深圳)有限公司		
31	2015/7/1	秘密保持契約書	三菱マテリアル株式会社	日立化成株式会社	
32	2015/8/27	保守契約書	世宗三星電機(世宗事業所)		
33	2015/12/1	秘密保持契約書	株式会社モリテックス	ダイトエレクトロン株式会 社	
34	2015/12/16	PURCHASE ORDER	Via Mechanics (Asia) Pte. Ltd.		
35	2016/3/25	秘密保持契約書	東レ株式会社		
36	2016/4/1	動産賃貸借・転貸借契約書	東京マシン・アンド・ツール 株式会社		
37	2016/5/1	保守サービス基本契約書	日本シイエムケイ株式会社	東京マシン・アンド・ツール 株式会社	
38	2016/5/25	Non-Disclosure Agreement	Advanced Semiconductor Engineering		
39	2016/6/1	動産賃貸借契約書 (本体機の製造番号: H3M1320001 及び H3M1320002)	京セラ株式会社		
40	2016/6/1	動産賃貸借契約書 (本体機の製造番号: H3M1320003 及び H3M1320004)	京セラ株式会社		
41	2016/6/1	動産賃貸借契約書 (本体機の製造番号: H3M1330001)	京セラ株式会社		

No	締結日	書類名	企業名(A)	企業名(B)	
		及び H3M1330002)			
42	2016/8/2	Mutual Non-Disclosure Agreement	Advanced Semiconductor Engineering		
43	2016/8/25	基本契約書	クリスタル光学株式会社		
44	2016/9/13	Non-Disclosure Agreement	Texas Instrymnts Incorporated	丸文株式会社	
45	2016/9/21	秘密保持契約書	三井金属鉱業株式会社		
46	2016/11/1	保守サービス基本契約書	ステラ株式会社	株式会社日本マイクロニクス	
47	2016/11/1	合意書	ステラ株式会社		
48	2016/11/29	秘密保持契約書	富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ株式会社		
49	2016/12/20	秘密保持契約書	株式会社日立産業制御ソリューションズ		
50	2017/4/14	秘密保持契約書	旭化成株式会社		
51	2017/4/18	PURCHASE ORDER	Via Mechanics (Asia) Pte. Ltd.		
52	2017/5/24	注文書	東京マシン・アンド・ツール株式会社		
53	2017/6/26	Purchase Order	Via Mechanics (USA), Inc.		
54	2017/6/27	PURCHASE ORDER No.PAP1706/038/C	SAMHWA YANGHENG CO., LTD.		
55	2017/6/27	PURCHASE ORDER No.PAP1706/039/C	SAMHWA YANGHENG CO., LTD.		
56	2017/7/14	露光装置の導入及び保守等に関する合意書	株式会社日本マイクロニクス	ステラ株式会社	
57	2017/7/21	注文書	ステラ株式会社		
58	2017/7/24	保守契約書	世宗三星電機（世宗事業所）		
59	2017/8/7	デジタルダイレクト露光装置の購入に関する契約書	株式会社日本マイクロニクス	ステラ株式会社	
60	2017/8/21	覚書	三井金属鉱業株式会社		
61	2017/8/28	PURCHASE ORDER	SAMHWA YANGHENG CO., LTD.		
62	2017/9/11	PURCHASE ORDER	IBIDEN ELECTRONICS		

No	締結日	書類名	企業名(A)	企業名(B)	
		No.17004957-2	MALAYSIA SDN. BHD.		
63	2017/9/22	機密保持契約書	株式会社モリテックス		
64	2017/9/29	注文書	ステラ株式会社		
65	2017/11/1	Amendment To Non Disclosure Agreement	Texas Instruments Incorporated	丸文株式会社	
66	2017/11/16	注文書 発注 No.CA-41515	日立化成株式会社	日立化成商事株式会社	
67	2017/11/16	注文書 発注 No.CA-41516	日立化成株式会社	日立化成商事株式会社	
68	2017/11/16	注文書 発注 No.CA-41517	日立化成株式会社	日立化成商事株式会社	
69	2017/11/16	注文書 発注 No.CA-41518	日立化成株式会社	日立化成商事株式会社	
70	2017/11/16	注文書 発注 No.CA-41519	日立化成株式会社	日立化成商事株式会社	
71	2017/11/16	注文書 発注 No.CA-41520	日立化成株式会社	日立化成商事株式会社	
72	2017/11/16	注文書 発注 No.CA-41521	日立化成株式会社	日立化成商事株式会社	
73	2017/11/16	注文書 発注 No.CA-41522	日立化成株式会社	日立化成商事株式会社	
74	2017/11/16	注文書 発注 No.CA-41523	日立化成株式会社	日立化成商事株式会社	
75	2017/11/16	注文書 発注 No.CA-41524	日立化成株式会社	日立化成商事株式会社	
76	2017/11/16	注文書 発注 No.CA-41525	日立化成株式会社	日立化成商事株式会社	
77	2017/11/16	注文書 発注 No.CA-41526	日立化成株式会社	日立化成商事株式会社	

(2) 本事業に関する仕入に係る発注書、Purchase Order その他発注の意思を表示する書面（以下「PO」という。）により成立した契約に係る契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務

(3) 本契約締結後に PO 等により成立した本事業に係る契約のうち、甲及び乙が本承継

対象権利義務に含める旨の合意をしたもの（但し、甲及び乙は、合理的な理由なく、当該合意を拒絶しないものとする。）に係る契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務

5. 「移転対象外契約」の内容

以下の通りとする。

No.	締結日	書類名	企業名(A)	企業名(B)
1	1994/7/13	物品取引基本契約書	新光電気工業株式会社	
2	1999/4/1	物流業務委託基本契約書	株式会社日立物流	
3	2005/5/23	取引基本契約書	京セラ株式会社	
4	2008/11/1	取引基本契約書（設備）	イビデン株式会社	
5	2013/4/17	契約修正承諾書	新光電気工業株式会社	
6	2012/7/1	運送取次契約書	株式会社日立物流海老名営業所	
7	2017/4/28	変更覚書	株式会社日立物流南関東	
8	2014/5/20	基本契約書	株式会社日立システムズエンジニアリングサービス	
9		基本契約書	株式会社日立情報通信エンジニアリング	
10	2014/4/1	基本契約書	株式会社日立産業制御ソリューションズ	
11		基本契約書	日伸電機工業株式会社	
12	2014/4/1	基本契約書	株式会社アサヒ	
13		基本契約書	株式会社ユニティ	
14	2014/4/1	基本契約書	有限会社御幸	株式会社メカドック
15	2017/6/20	基本契約書	株式会社ピーマック ジャパン	
16	2017/9/1	確認書（オムロンへの事業譲渡）	株式会社ピーマック ジャパン	
17	2014/2/24	基本契約書	株式会社フローベル	
18	2008/7/1	基本契約書	サンワテクノス株式会社	エブレン株式会社
19	2008/7/1	覚書	サンワテクノス株式会社	エブレン株式会社
20	2014/4/1	基本契約書	中央工機産業株式会社	株式会社安川電機
21	2014/10/10	基本契約書	THK 株式会社	
22	2014/10/10	覚書	THK 株式会社	
23	2014/12/15	秘密保持契約書	株式会社日本マイクロニクス	ステラ株式会社

6. 「本事業に関して負担する前受金」の内容

以下の通りとする。

No.	発生日	発生原因	企業名
1	2016.02.01	年間保守契約（2年） ※入金は毎月定額だが売上は作業実施時計上することによるタイムラグ	日立化成商事株式会社
2	2016.02.29		
3	2016.03.31		
4	2016.05.02		
5	2016.05.31		
6	2016.06.30		
7	2016.08.01		
8	2016.08.31		
9	2016.09.30		
10	2016.10.31		
11	2016.11.30		
12	2017.01.04		
13	2017.01.31		
14	2017.02.28		
15	2017.03.31		
16	2016.04.28	既納 DE 定期点検作業+光源交換作業（3年） ※入金は3回定額だが売上は作業実施時計上することによるタイムラグ	ピアアジア シンガポール
17	2016.09.02	DE 年間保守契約(3年契約) ※入金は毎月定額だが売上は作業実施時計上することによるタイムラグ	東京マシン・アンド・ツール株式会社
18	2016.11.02		
19	2017.01.05		
20	2017.01.05		
21	2017.02.02		
22	2017.03.02		
23	2017.03.31		
24	2017.01.26	既納 DE 年間保守契約(3年間) ※売上は毎月均等だが支払は6回均等分括支払のためのタイムラグ	達航電子（深セン） 上海分公司
25	2017.01.11	DE6UH 貸与に伴う輸送費および作業費	台湾 A 社
26	2017.02.13	※発送分までの 90%の入金はあったが、未検収のため売上は未計上	
27	2017.01.11	SEMI 認証費用（1号機分）	台湾 A 社

No.	発生日	発生原因	企業名
		※30%前金分の入金があったが売上未計上	

7. 「本事業に関して負担する保証金」の内容

以下の通りとする。

No.	発生日	発生原因	企業名
1	2009/2/27	継続的部品販売契約証書に基づく保証金の差入れ及び甲による利子の繰り入れ	関西電資株式会社

8. 「本事業に属する知的財産権」の内容

以下の通りとする。

No.	対象国	登録日 (公告日)	特許番号	PCT	発付番号	有効期限 (消滅日)	名称
1	日本	2016/12/9	6055704		1209056	2033/3/22	露光装置
2	日本	2013/10/25	5395551		808048	2029/7/22	描画装置
3	中国実用 新案	2012/7/4	201120367817.4		1003014CN	2021/9/29	マスクレス露光方法及び装置
4	日本	2013/1/25	5184419		809054	2029/3/31	マスクレス露光装置の光学系補正方法
5	日本	2011/12/16	4886719		709071	2028/3/14	加工装置
6	日本	2015/11/6	5831987		1109061	2032/3/21	ワーク吸着機構
7	日本	2015/9/11	5804881		1103028	2031/9/30	直接描画露光装置用半導体レーザーモジュール
8	韓国	2015/4/24	1516607		0609057KR	2028/8/12	マスクレス露光装置
9	日本	2014/5/30	5550053		1069042	2031/3/25	反転装置及びそれを用いた露光装置並びに露光方法
10	台湾	2014/7/1	I 443473		0609057TW	2028/7/30	マスクレス露光装置
11	日本	2013/11/8	5403933		709081	2028/3/31	露光装置
12	日本	2013/7/26	5323442		0810083JP	2028/10/17	パターン形成方法
13	台湾	2013/10/1	I 410752		0601001TW	2026/2/7	露光装置及び露光方法並びに配線基板の製造方法
14	米国	2012/5/8	8175402		0607043US	2031/1/7	描画装置
15	米国	2012/1/3	8089614		0603009US	2020/1/3	光ビームの軸間ピッチ変換装置及び基板露光装置
16	日本	2012/9/7	5080009		0601001JP	2026/2/2	露光方法
17	日本	2012/7/20	5043780		803009	2028/8/21	パターン描画方法及びレーザー直接描画装置
18	日本	2012/5/18	4997073		603003	2027/11/19	レーザー直接描画装置
19	中国	2012/9/26	200810144948.9		0609057CN	2028/8/12	マスクレス露光装置
20	中国	2012/1/18	200810074114.5		0607043CN	2028/2/14	描画装置
21	韓国	2012/12/21	1216753		0601001KR	2026/2/22	露光装置及び露光方法並びに配線基板の製造方法

No.	対象国	登録日 (公告日)	特許番号	PCT	受付番号	有効期限 (消滅日)	名称
22	日本	2011/11/4	4855857		ON012	2026/7/19	露光装置
23	中国	2011/4/20	200710136083.7		0509105CN	2027/7/17	基板露光装置及び照明装置
24	米国	2010/11/23	7839484		0508069US	2018/11/23	露光装置及び露光方法並びに配線基板の製造方法
25	米国	2010/7/20	7760328		0601001US	2027/11/2	露光装置及び露光方法並びに配線基板の製造方法
26	米国	2010/7/13	7755741		0509105US	2028/4/26	Substrate exposure apparatus and illumination apparatus
27	日本	2010/10/29	4617210		507067	2025/7/13	描画装置及びそれを搭載した露光装置
28	日本	2010/7/9	4546019		0207058JP	2022/7/3	露光装置
29	日本	2010/7/2	4543069		0609057JP	2027/9/26	マスクレス露光装置
30	日本	2010/5/14	4511502		0509105JP	2026/9/30	基板露光装置
31	日本	2010/3/12	4472560		503012	2025/3/8	マスクレス露光装置及びその露光方法並びに配線基板の製造方法
32	日本	2010/2/19	4459683		309103	2024/3/31	マスクレス露光装置
33	日本	2010/1/29	4448866		0607043JP	2027/3/30	描画装置
34	日本	2009/11/20	4410134		0503010JP	2025/3/24	パターン露光方法及び装置
35	日本	2009/7/31	4351078		401002	2024/1/22	プリント配線板の製造方法
36	日本	2009/1/23	4250448		304056	2023/4/25	両面露光方法
37	日本	2008/10/10	4200087		209101	2023/12/12	露光方法及び露光装置
38	中国	2007/12/12	3805595.3	PCT	0207058CN	2023/7/2	照明方法並びに露光方法及びその装置
39	韓国	2007/3/28	703110	PCT	0207058KR	2023/7/2	照明方法並びに露光方法及びその装置
40	台湾	2006/1/21	I 247972		0207058TW	2023/6/23	露光装置用光源システム

別紙 8-2(4)「転籍対象従業員」

No.	番号	勤務所在地
1	83008	長岡
2	01002	長岡
3	86005	長岡
4	05020	長岡
5	07014	長岡
6	12011	長岡
7	83028	長岡
8	14910	横浜
9	09076	横浜
10	06907	横浜
11	07047	長岡
12	16002	横浜
13	92018	長岡
14	08010	長岡
15	07053	長岡
16	08014	長岡
17	00709	長岡
18	09007	横浜
19	09025	長岡
20	84013	横浜
21	08056	長岡
22	08042	長岡
23	92048	横浜
24	89099	長岡
25	09019	横浜

別紙 8-2(6)「移行期間サービス契約の骨子」

1. 乙が甲に対して委託する業務

業務種別	具体的な業務内容の例（※）
購買	乙の依頼による部品・物品発注、及び、当該部品・物品の乙に対する転売（但し、転売価格は取引先からの仕入価格と同額とする。）
製造	甲の事業所における製造委託 乙の事業所に出張しての、製造業務への協力
改造	甲の事業所における改造業務 乙の事業所に出張しての、改造業務への協力
サービス	顧客への出張によるサポート・サービスの提供

2. 甲が乙に対して委託する業務

業務種別	具体的な業務内容の例（※）
サービス	顧客への出張によるサポート・サービスの提供

※上記 1 及び 2 に記載された具体的な業務内容の例は、本契約締結時点で想定される項目であり、本契約締結後甲及び乙の協議の結果、項目が追加又は削除されることがある。

3. 上記 1 及び 2 の業務における時間単価（※1）

業務種別	業務の委託先の事業所で、製造・改造などを行う場合（※2）	業務の委託先の事業所で行う製造・改造以外の業務、および出張などにより業務の委託先以外の事業所で業務を行う場合
製造	12,500 円	6,000 円
サービス	11,000 円	6,000 円
その他(※3)	-	6,000 円

※1・ 移動時間（国内出張：チャージ対象に含まない、海外出張：チャージ対象に含む）

宿泊費・交通費は含まず、別途実費精算

※2・ 直接部門および間接部門方の賃料・減価償却費・水道光熱費・人件費等を含む

※3・ 製造・サービス以外の、上記時間単価が当該業務の対価として合理的に相当と解される範囲の一切の業務。具体例としては、設計・購買・IT・人事・経理などを含むが、これらに限らない。

別紙 8-2(7)③「対象外従業員」

No.	職番
1	12016
2	04009
3	09032

別紙 9-1「甲の表明保証事項」

甲の表明及び保証

1. 設立及び存続

甲は、日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、適法かつ有効に存続している株式会社であり、その財産を所有し、本契約を締結し、本契約上の義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有している。

2. 本契約の締結及び履行

甲による本契約の締結及び本契約上の義務の履行は、法律、政令、省令、通達、規則、命令、条例、ガイドラインその他の規制（以下「法令等」という。）又は社内規則上必要な機関により適法かつ有効に承認されており、必要な社内手続をすべて履践している。

3. 本契約の有効性及び執行可能性

本契約は、甲により、適法かつ有効に締結されており、乙においても適法かつ有効に締結されていることを前提とすれば、その条項に従って、適法かつ有効で法的拘束力があり、甲に対して強制執行が可能な甲の義務を構成する。

4. 違反又は不履行の不存在

甲による本契約の締結及び本契約上の義務の履行は、(i)法令等に違反せず、(ii)甲に適用される裁判所、監督官庁その他の司法機関・行政機関、自主規制機関又は業界団体の判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、許可、認可その他の判断（以下「司法・行政機関等の判断等」という。）に違反するものでなく、(iii)甲の定款その他の社内規則に違反せず、かつ、(iv)甲を当事者とし、又はその資産を拘束する法的拘束力を有する書面又は口頭による合意に違反するものではない。

5. 甲の状態

甲は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始その他類似の倒産手続開始の申立てをしておらず、かつ、第三者によるかかる手続の申立てもされていない。また、甲は、支払不能又は支払停止の状態になく、本契約の締結又は本契約上の義務を履行することによりこれらの状態に陥ることもない。

6. 甲の意図

甲は、本契約の締結又は本契約上の義務の履行により甲の債権者を害する意図その他

の不当又は不法な意図を有していない。

7. 反社会的勢力

甲、甲の役員及び従業員は、(i)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に現に該当せず、かつ、過去に該当したこともなく、(ii)反社会的勢力から、直接又は間接を問わず資金提供、援助その他の便益の供与を行っておらず、(iii)反社会的勢力から、かかる便益の供与を受けておらず、かつ(iv)反社会的勢力との間で何らの取引関係、友好関係その他類似の関係を有していない。また、甲は反社会的勢力に属する者又はそれらと密接な関係を持つ者を甲の役員に選任し又は従業員として雇用しておらず、反社会的勢力がその経営に関与していない。

8. 財務諸表

- (1) 甲の平成29年3月期の決算に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、甲に対して継続的に適用され、一般に公正妥当と認められる会計基準に照らして重要な点において正確かつ適正であり、甲の当該決算期日現在の財政状態及び当該決算期日に終了した事業年度の経営成績を適正に示している。甲には、本事業に関し、簿外債務、偶発債務等の隠れた債務は存在せず、本事業に関する前受金は、別紙 8-1-1「本承継対象権利義務明細表の細目」に記載されたもの以外存在しない。
- (2) 平成29年3月末日時点の財務諸表を基準に作成した本承継対象権利義務に係る貸借対照表及び損益計算書は、別紙 9-1-8(2)「カーブアウト BS・カーブアウト PL」記載の通りであり、当該貸借対照表及び損益計算書は、甲に対して継続的に適用され、一般に公正妥当と認められている会計基準に照らして重要な点において正確かつ適正であり、平成29年3月末日現在の本承継対象権利義務の財政状態を適正に示している。
- (3) 本承継対象権利義務のうち、平成29年9月末時点において棚卸資産として計上されていたXHD 試作機（同時点残高：228百万円）は、固定資産として計上されている。

9. 資産等

本承継対象権利義務には、本事業を本契約締結日の態様と実質的に同様の態様で営むために必要な資産及び契約等（雇用契約その他の労働契約、移転対象外資産等及び移転対象外契約等を除く。）が含まれている。本承継対象権利義務に含まれる資産には、抵当権、質権、譲渡担保権、譲渡の予約、譲渡の禁止その他一切の負担及び通常の態

様での使用を制限し又はその支障となる瑕疵、損傷、損耗その他の事由は存在せず、当該資産につき、完全かつ有効な所有権又は使用权を有しており、必要な対抗要件を具備している。また、当該資産につき、留置権、先取特権等の法定担保権の主張も受けていない。

10. 契約等

本承継対象権利義務に含まれる契約等は、すべて甲及び当該契約等の相手方との間で有効かつ適法に締結され、かかる契約等に定められた一切の権利及び義務は、適法、有効かつ法的拘束力のあるものである。かかる契約等について、甲及び当該契約等の相手方による債務不履行は発生していない（但し、要承諾取得契約等の相手方から当該要承諾取得契約等において求められる承諾の取得等を行うよう最大限努力したにもかかわらず履行できなかった場合を除く。）。

11. 本事業に係る法令違反等

- (1) 本事業の資産、負債、損益、権利義務について重大な悪影響を及ぼす事実、及び甲の知り得る限り、そのおそれのある事実は発生していない。
- (2) 甲は、本事業の遂行にあたり、軽微なものを除き、適用のある法令等及び司法・行政機関等の判断等に違反していない。

12. 知的財産

甲は、本事業について、(i)事業を遂行するにあたり必要なすべての特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権について、自ら保有するか又は知的財産権を使用する権利を有しており、(ii)第三者の賃借権、利用権、裁判所による差押えや仮処分その他の負担・担保権は存在せず、(iii)第三者の知的財産権を侵害しておらず、(iv)過去に侵害した事実もなく、(v)侵害しているとのクレームを受けたこともない。

13. 許認可等

甲は、本事業につき、事業を遂行するために関連する法令等により要求される国、地方公共団体その他の公的機関及び行政機関による許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続（以下「許認可等」という。）の一切を適法かつ有効に取得し維持しており、これらの許認可等が無効となり、取り消され、又は更新が拒絶されることとなる事由は存在しない。甲は、本事業につき、司法・行政機関等から命令、処分、勧告、指摘、指導を受けたことはない。

14. 環境

甲は、本事業につき、土壌汚染対策法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制

法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに環境基本法その他の環境に関する法令等に違反していない。甲は、本事業につき、関係当局から、これらの環境に関する法令等に違反し又は違反するおそれがある旨の通知を受けたことはない。

15. 労働関係

甲において本事業に主として従事する従業員は、転籍対象従業員及び対象外従業員のみであり、甲は、転籍対象従業員に対し法令等上支払義務を負っているすべての賃金を支払っている（但し、甲が第10条第1項第7号に基づいて乙に通知する退職金等を除く。）。甲には、転籍対象従業員に関し、ストライキ、ピケッティング、業務停止、怠業その他転籍対象従業員との間での労働紛争は存在しない。甲は、転籍対象従業員との関係で、適用のあるすべての労働関係の法令等を遵守しており、また、厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労働者災害補償保険を含む社会保険料及び労働保険料その他の甲において支払う必要のある支出をいずれも法令等に従って遅滞なく支払っており、未払いのものはない。また、これらの保険について必要な一切の手続を適法に履行している。甲においては、本事業又は転籍対象従業員に関連して、労働局、労働基準局、労働基準監督署その他の労働関連監督機関から何らかの指摘・指導を受けていない。

16. 紛争

本事業につき、甲を被告、債務者、被申立人その他手続の相手方又は対象として係属中の訴訟、保全手続、強制執行手続、調停、仲裁その他の司法又は行政手続は存在せず、本事業に係る資産、負債、損益、権利義務に対して重大な影響を及ぼす潜在的紛争も存在しない。本事業に関し、甲は、第三者からの損害賠償請求又は上記の紛争解決手続若しくは執行手続に発展する可能性のあるクレームは受けておらず、甲から訴訟提起等を行う予定もない。本事業に関し、過去における甲を当事者とする又はその資産を対象とする判決、仲裁判断その他の司法上又は行政上の判断、裁定、命令等で、甲の財産又は事業運営に現在又は将来重大な悪影響を及ぼすものは存在しない。

17. その他重要な事項

本事業に重大な悪影響を及ぼす事象又は重大な損害を生ぜしめる事象は存在せず、甲の知り得る限り、本吸収分割によりこれらの事象が生じるおそれも存在しない。

18. 適切な開示

本吸収分割に関連する甲と乙との間の交渉又は本件デュー・ディリジェンスの過程において、書面、口頭、電子的又は電磁的記録などの開示の媒体又は方法を問わず、甲が乙及び乙の依頼を受けた弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーに開示

又は提供した情報には、重大な誤りがなく、真実かつ正確なものであり、また、重大な誤解を生じさせ得る内容が含まれておらず、重大な誤解を与え得るような事実の省略もない。甲の業務及び財産の管理・運営に重大な悪影響を与えうる事項についての情報で、乙に対して開示されていないものは存在しない。

以上

別紙 9-1-8(2)「カーブアウト BS・カーブアウト PL」

1. 本承継対象権利義務に係る貸借対照表（単位：百万円）

勘定科目名	金額	勘定科目名	金額
棚卸資産	541	前受金（本体）	0
固定資産（レンタル光源以外）	8	前受金（本体以外）	43
レンタル光源	58	保証金	2
		純資産	562
合計	607	合計	607

2. 本承継対象権利義務に係る損益計算書

対象事業全体 （百万円）		2017/3
売上高		1,195
売上原価		699
直材費		404
外注加工費		104
レンタルビジネスの減価償却費		55
作業費		104
うち、工場直接費		54
うち、工場間接費		45
うち、設計部門費		5
うち、品証部門費		0
その他		31
売上総利益		496
	売上高総利益率	41.5%
販管費		307
人件費		17
開発費		248
発送費		4
販売直接費		38
うち、経費（海外渡航費等）		2
うち、作業費（販促活動）		36
営業利益		189
	営業利益率	15.8%
営業利益（開発費を除く）		437
	同営業利益率	36.6%

乙の表明及び保証

1. 設立及び存続

乙は、日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、適法かつ有効に存続している株式会社であり、その財産を所有し、本契約を締結し、本契約上の義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有している。

2. 本契約の締結及び履行

乙による本契約の締結及び本契約上の義務の履行は、法令等又は社内規則上必要な機関により適法かつ有効に承認されており、必要な社内手続をすべて履践している。

3. 本契約の有効性及び執行可能性

本契約は、乙により、適法かつ有効に締結されており、甲においても適法かつ有効に締結されていることを前提とすれば、その条項に従って、適法かつ有効で法的拘束力があり、乙に対して強制執行が可能な乙の義務を構成する。

4. 違反又は不履行の不存在

乙による本契約の締結及び本契約上の義務の履行は、(i)法令等に違反せず、(ii)乙に適用される司法・行政機関等の判断等に違反するものでなく、(iii)乙の定款その他の社内規則に違反せず、かつ、(iv)乙を当事者とし、又はその資産を拘束する契約等に違反するものではない。

5. 乙の状態

乙は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始その他類似の倒産手続開始の申立てをしておらず、かつ、第三者によるかかる手続の申立てもされていない。また、乙は、支払不能又は支払停止の状態になく、本契約の締結又は本契約上の義務を履行することによりこれらの状態に陥ることもない。

6. 乙の意図

乙は、本契約の締結又は本契約上の義務の履行により乙の債権者を害する意図その他の不当又は不法な意図を有していない。

7. 反社会的勢力

乙、乙の役員及び従業員は、(i)反社会的勢力に現に該当せず、かつ、過去に該当したこ

ともなく、(ii)反社会的勢力から、直接又は間接を問わず資金提供、援助その他の便益の供与を行っておらず、(iii)反社会的勢力から、かかる便益の供与を受けておらず、かつ(iv)反社会的勢力との間で何らの取引関係、友好関係その他類似の関係を有していない。また、乙は反社会的勢力に属する者又はそれらと密接な関係を持つ者を乙の役員に選任し又は従業員として雇用しておらず、反社会的勢力がその経営に関与していない。

以上

別紙 10-1(3)「要承諾取得契約等」

No.	締結日	書類名	企業名(A)	企業名(B)
1	2016/4/1	動産賃貸借・転貸借契約書	東京マシン・アンド・ツール株式会社	
2	2016/5/1	保守サービス基本契約書	日本シイエムケイ株式会社	東京マシン・アンド・ツール株式会社
3	2016/6/1	動産賃貸借契約書 (本体機の製造番号：H3M1320001 及び H3M1320002)	京セラ株式会社	
4	2016/6/1	動産賃貸借契約書 (本体機の製造番号：H3M1320003 及び H3M1320004)	京セラ株式会社	
5	2016/6/1	動産賃貸借契約書 (本体機の製造番号：H3M1330001 及び H3M1330002)	京セラ株式会社	
6	2016/11/1	保守サービス基本契約書	ステラ株式会社	株式会社日本マイクロニクス

要承諾事項

本事業に関する以下の事項

- (1) 1 件あたり 1,000 万円を超える資産、材料その他重要な資産の取得、売却、賃貸、賃借、担保設定その他の処分又は設備投資
- (2) 重要な契約等（1 件あたり若しくは 1 年あたりの取引金額が 1,000 万円以上となる、又は 1 件あたり若しくは 1 年あたりの取引金額が 1,000 万円以上となることが合理的に見込まれるものに限る。）の締結、変更、修正、解約、解除又は終了
- (3) 転籍対象従業員の異動、従業員の出向若しくはその解除、転籍又は解雇
- (4) 訴訟等の提起若しくは手続の開始、和解その他判決によらない訴訟等の終了又はその他の訴訟等に関する重要な方針の決定
- (5) 1 件あたり 1,000 万円を超える損害賠償債務、補償債務その他これらに準じる債務の負担をする旨の合意又はその支払い

別紙 10-1(9)「事前協力事項」

業務種別	具体的な業務内容
営業	顧客・代理店の引継ぎに関する協力（相手先訪問を含む。）
購買	乙が仕入先との契約を再締結する際の支援
IT	甲におけるシステム上のデータの持ち方に関する問合せ対応
人事	乙からの人事関係に関する問合せ対応
経理	乙からの経理関係業務（原価計算の方法や過去の決算処理の内容等）に関する問合せ対応

別紙 11-6 「事後協力事項」

業務種別	具体的な業務内容
営業	顧客・代理店の引継ぎに関する協力
購買	乙が仕入先との契約を再締結する際の支援 仕入先との従前の取引条件等にかかる問合せ対応
資産移転	甲の事業所から乙の事業所に事業を移転させる際の、設備の取り外し・搬出に関する協力
IT	本効力発生日後の電話番号の継続使用に関する協力 本効力発生日後の電話・メールの自動転送 本効力発生日後の一定期間の甲のネットワークへのアクセス 甲におけるシステム上のデータの持ち方に関する問合せ対応
人事	乙からの人事関係に関する問合せ対応
経理	乙からの経理関係業務（原価計算の方法や過去の決算処理の内容等）に関する問合せ対応

Confirmation

Via Mechanics, Ltd. ("VIA MECHANICS") and ADTEC Engineering Co., Ltd. ("ADTEC") hereby confirm that VIA MECHANICS has caused ADTEC to assume, as of April 1, 2018, the patent rights, inventions applied for patents, and utility model rights, all as specified in the attached exhibit, in accordance with Article 1 of the Absorption-Type Company Split Agreement dated January 19, 2018, entered into by and between VIA MECHANICS and ADTEC.

Each of the undersigned has the authority to affix their signatures and seals on behalf of VIA MECHANICS and ADTEC, respectively.

VIA MECHANICS:

Via Mechanics, Ltd.
2-3-1 Izumi, Ebina-shi, Kanagawa, Japan

Hideaki Shimizu
Representative Director & Chief Executive Officer (Seal)

ADTEC:

ADTEC Engineering Co., Ltd.
1-6-5, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Osamu Mizuno
President (Seal)

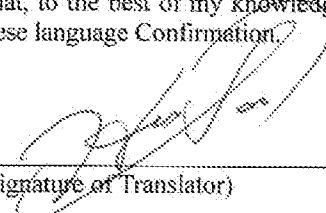
Exhibit

No.	Country	Application No.	Registration No.
1	JP	2002-195086	4546019
2	TW	092117161	I 247972
3	CN	03805595.3	100355022
4	KR	2004-7014060	100703110
5	JP	2003-122779	4250448
6	JP	2003-415236	4200087
7	JP	2004-014256	4351078
8	JP	2004-104992	4459683
9	JP	2005-063411	4472560
10	JP	2005-087240	4410134
11	JP	2005-204007	4617210
12	JP	2006-025889	5080009
13	TW	095104222	I 410752
14	KR	2006-0016994	101216753
15	US	11/370044	7760328
16	JP	2006-196985	4855857
17	US	11/492790	7839484
18	JP	2006-270173	4511502
19	CN	200710136083.7	101154054
20	DE	102007038704.2	(Request for examination has been filed)
21	US	11/839863	7755741
22	JP	2007-092837	4448866
23	CN	200810074114.5	101276152
24	US	12/033549	8175402
25	US	11/755361	8089614
26	US	12/191684	7969636
27	JP	2007-249885	4543069
28	TW	097128953	I 443473
29	KR	2008-0078837	101516607
30	CN	200810144948.9	101398631

No.	Country	Application No.	Registration No.
31	DE	102008038443.7	(Request for examination has been filed)
32	JP	2007-299304	4997073
33	JP	2008-065043	4886719
34	JP	2008-092802	5403933
35	US	12/191901	8314825
36	JP	2008-213048	5043780
37	JP	2008-268468	5323442
38	JP	2009-084932	5184419
39	JP	2009-171160	5395551
40	JP	2011-068901	5550053
41	CN Utility Model	201120367817.4	202306138
42	JP	2011-217932	5804881
43	JP	2012-063138	5831987
44	JP	2013-059459	6055704
45	JP	2013-093945	6228382
46	JP	2015-114396	(Request for examination has been filed)
47	JP	2016-104816	-
48	TW	105122329	-
49	KR	2016-0100144	-
50	CN	201610640932.1	-
51	US	15/231842	-
52	JP	2017-168161	-
53	JP	2017-207280	-
54	JP	2017-190067	-
55	JP	2017-250763	-
56	JP	2013-227949	(Request for examination has been filed)

I, Hiroki Sato, hereby certify that, to the best of my knowledge, the above is an exact and accurate translation of the original Japanese language Confirmation.

Date: _____



(Signature of Translator)

確認書

ピアメカニクス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社アドテックエンジニアリング（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結された平成 30 年 1 月 19 日付け吸収分割契約書第 1 条に基づき、平成 30 年 4 月 1 日付けで、別紙記載の特許権及び出願中の発明並びに実用新案権を、甲が乙に対して承継させたことを確認する。

以下に署名した者は、甲及び乙をそれぞれ代表して署名及び捺印する権限を有する。

甲： 神奈川県海老名市泉三丁目 3 番 1 号
ピアメカニクス株式会社
代表取締役 清水 秀晃

乙： 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号
株式会社アドテックエンジニアリング
代表取締役 水野 修

No.	権利化国	出願番号	登録番号
1	JP	2002-195086	4546019
2	TW	092117161	I 247972
3	CN	03805595.3	100355022
4	KR	2004-7014060	100703110
5	JP	2003-122779	4250448
6	JP	2003-415236	4200087
7	JP	2004-014256	4351078
8	JP	2004-104992	4459683
9	JP	2005-063411	4472560
10	JP	2005-087240	4410134
11	JP	2005-204007	4617210
12	JP	2006-025889	5080009
13	TW	095104222	I 410752
14	KR	2006-0016994	101216753
15	US	11/370044	7760328
16	JP	2006-196985	4855857
17	US	11/492790	7839484
18	JP	2006-270173	4511502
19	CN	200710136083.7	101154054
20	DE	102007038704.2	審査請求済
21	US	11/839863	7755741
22	JP	2007-092837	4448866
23	CN	200810074114.5	101276152
24	US	12/033549	8175402
25	US	11/755361	8089614
26	US	12/191684	7969636
27	JP	2007-249885	4543069
28	TW	097128953	I 443473
29	KR	2008-0078837	101516607
30	CN	200810144948.9	101398631
31	DE	102008038443.7	審査請求済
32	JP	2007-299304	4997073
33	JP	2008-065043	4886719

No.	権利化国	出願番号	登録番号
34	JP	2008-092802	5403933
35	US	12/191901	8314825
36	JP	2008-213048	5043780
37	JP	2008-268468	5323442
38	JP	2009-084932	5184419
39	JP	2009-171160	5395551
40	JP	2011-068901	5550053
41	CN 実案	201120367817.4	202306138
42	JP	2011-217932	5804881
43	JP	2012-063158	5831987
44	JP	2013-059459	6055704
45	JP	2013-093945	6228382
46	JP	2015-114396	審査請求済
47	JP	2016-104816	-
48	TW	105122329	-
49	KR	2016-0100144	-
50	CN	201610640932.1	-
51	US	15/231842	-
52	JP	2017-168161	-
53	JP	2017-207280	-
54	JP	2017-190067	-
55	JP	2017-250763	-
56	JP	2013-227949	審査請求済